

【令和4年度北海道動物愛護推進協議会資料】

令和5年3月

令和4年度における函館市動物愛護管理について

市立函館保健所生活衛生課

- 1 引取りした犬猫への診療業務について（令和5年度開始）
 - ・当市にはセンター施設がないことから、負傷動物に加え、多頭飼育等の理由で当市が引取りした犬猫へも健康チェック等の適切な獣医診療を受けることができるようこれまでの委託業務を拡充し、地方獣医師会とも連携協力を図りながら本市における殺処分減少および譲渡事業への取り組みを促進することとした。
- 2 当市における地域猫活動について
 - ・地域猫活動については、当市の市議会でも取り上げられたところであり、今後も継続して市内の活動団体と意見交換を実施する予定。
 - ・令和5年2月、令和3年から活動を開始した団体が市長との意見交換（「市長のタウンミーティング」）を実施。
- 3 狂犬病予防法の特例制度（令和4年6月1日施行）について
 - ・当市では、施行日からの参加を見送ったところ。（参加時期等は未定。）
 - ・特段の大きな混乱はなかったが、施行日の前後から市内ペットショップの犬の新規登録が急増し、年度途中で犬鑑札を追加購入することとなった。
- 4 今後の課題
 - ・地域猫活動への支援
 - ・北海道動物愛護管理センター事業との連携協力
 - ・狂犬病予防法の特例制度への参加については、今後も道内保健所設置市（札幌市、旭川市、小樽市）と情報交換および協議を行っていくこととしたい。
- 5 今年度実績（令和5年2月末現在）

○収容頭数

	飼い主から 引取り	所有者不明 (うち警察)	職員による 捕獲・保護	合 計
犬	0	37(29)	2	39
猫	8	23(18)	0	31

○処理頭数

	個人譲渡	団体譲渡	返 還	殺 処 分	保管中死亡	収 容 中	合 計
犬	2	4	33	0	0	0	39
猫	12	0	1	5	13	0	31